

日野市高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業推進協議会

設置要綱

令和4年9月30日制定

(設置)

第1条 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号）に基づき、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業（以下「一体的実施事業」という。）を効果的かつ効率的に推進していくため、日野市高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 国保データベースシステム等から把握した、それぞれの地域で高齢者に多い疾病や増加している疾病、健診・医療未受診者の割合が高い地域など、各地域で着目すべき課題や優先順位の検討につながる情報に基づく、一体的実施事業のメニューの企画・相談並びに当該事業全体に対する助言又は指導に関すること。
- (2) 前号で把握した疾病のうち、重点課題と考えられる疾病について、医療機関への受診勧奨に関する基準づくりや市と医療機関間の連絡様式等の活用に関すること。
- (3) かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師のいる薬局等において、高齢者の状況に応じた通いの場等への参加勧奨を行うために必要な関係者間の情報共有に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者につき、市長が委嘱又は任命する委員9人以内をもって組織する。

- (1) 日野市医師会の代表者 2人以内
- (2) 日野市歯科医会の代表者 1人以内
- (3) 日野市薬剤師会の代表者 1人以内
- (4) 日野市地域包括支援センターの代表者 1人以内
- (5) ひのケアマネ協議会の代表者 1人以内
- (6) 市民部長の職にある者

(7) 健康福祉部長の職にある者

(8) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、就任の日から当該就任の日の属する年度の翌々年度の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は市民部長の職にある者、副会長は健康福祉部長の職にある者をもって充てる。

3 会長は、協議会を代表し会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は会長が招集する。

2 会長は、協議会において会議の議長となる。

3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、協議会の職務を通して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(謝礼金)

第8条 委員が協議会に出席したときは、予算の範囲内で謝礼金を支払う。ただし、日野市の職員には支払わない。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、市民部保険年金課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は市長が

別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年9月30日から施行する。